訓子府町 議会基本条例 逐条解説



平成30年4月

訓子府町議会

目 次

前	文	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
第 1	章	目的(第1条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 2	章	議会の役割(第2条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 3	章	議会及び議員の活動原則(第3条・第4条)・・・・・・4~	5
第 4	章	町民と議会の関係(第5条・第6条)・・・・・・・ 5 ~	8
第 5	章	執行機関と議会の関係(第7条-第11条)・・・・・8~	11
第 6	章	自由討議(第 12 条)・・・・・・・・・・・11 ~	12
第 7	章	議会改革の推進(第 13 条・第 14 条) ・・・・・・12 ~	13
第 8	章	議会・議会事務局の体制整備(第 15 条 – 第 18 条)・・・13 ~	15
第 9	章	議員の身分・待遇、政治倫理(第 19 条 – 第 21 条)・・・16 ~	18
第 10)章	最高規範性及び評価・見直し(第22条-第24条)・・・18~	19
附	則。		19

訓子府町議会基本条例

(前文)

訓子府町民(以下「町民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成される訓子府町議会(以下「議会」という。)は、同じく町民から選挙で選ばれた訓子府町長(以下「町長」という。)とともに、訓子府町の代表機関を構成します。

この2つの代表機関は、ともに町民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、訓子府町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上の ために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなります。

議会は、町民の様々な声を踏まえ、その役割・責務等自らの足元を見詰め直し、不断の改革を進めます。議会の権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにすることが議会の第一の使命です。 このような使命を達成するために

- 1. 町民と向き合い信頼される議会
- 2. 町民が参画する議会
- 3. 町民福祉の向上を目指す議会
- 4. 豊かで持続可能なまちづくりを目指す議会

を柱とした基本条例を制定します。

【趣旨】

前文は、訓子府町議会基本条例の制定に至った背景や制定にあたっての決意をうたっています。

【解説】

地方分権時代における、議会と議員の責務を認識し、議会と町長が二元代表制の下、それぞれの特性を生かし、相互に緊張関係を保ちながら持続可能なまちづくりに向けることを誓っています。

町民の代表機関である訓子府町議会が、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、不断の努力を続けていくための基本条例を制定することを宣言しています。

用語解説

(地方) 自治体

国の領土の一定の地域を基礎とし、その内部の住民を構成員とし、その地域における政治・行政の権能を持つことを国法で認められている団体のことです。

二元代表制

地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度をとっており、この制度のことをいいます(国は議院内閣制)。議会は、首長と対等の機関として、地方自治体運営の基本的な方針を決定(議決)し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることが制度のあり方といえます。

合議制

複数の人による協議によって事を決定し行うことを合議制といいます。議会のほかに教育委員会、農業委員会、公平委員会等が合議制です。

独任制

町長のように機関の組織上、一人の者をもって構成されるものを独任制といいます。町長のほかに、監査委員も独任制で、各委員が独立して権限を行使します。

地方分権

国の権限や財源を地方に移し、住民に身近なことはできるだけ市町村や北海道が行うことができるよう国と地方公共団体との役割を分担することです。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、情報公開と町民参画を基本にした議会運営の基本事項を定める ことによって、町民に身近な議会の実現及び議員の活動の活性化と充実を図り、町 民から信頼される議会、町民福祉の向上を目指すとともに、訓子府町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

訓子府町議会基本条例に定められた事項や目的が規定されています。

【解説】

議会の情報を広く公開することで、議会の活性化を図り、町民の負託に応え、「町民と向き合い信頼される開かれた議会」「町民福祉の向上」「持続的で豊かなまちづくり」を目指すことを規定しています。

第2章 議会の役割

(議会の役割)

- 第2条 議会は、町民の代表機関として、信頼と負託に応え、大局的な視点から意思 決定する。
- 2 議会は、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有し、自由かっ達な討議を通じて、これら論点、争点を発見、公開することを第一の使命とする。

【趣旨】

議会としての基本的な姿勢・考え方を示しています。

【解説】

- ①議会は、町民に選ばれた議員で構成する町民の代表機関であり、町民の負託 に応え意思決定することを規定しています。
- ②議会が言論の府であり、自由な討論の場であるとの認識に立ち、自由な討議を通じて、論点・争点を公開することを規定しています。

第3章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第3条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性 を重んじた町民に開かれた議会及び町民参画を不断に推進する議会を目指して次の 活動を行う。
 - (1) 町政の重要事項の意思決定
 - (2) 行政運営の監視
 - (3) 議員間の自由かっ達な討議を経た議会運営
 - (4) 議会の意思決定経過等についての町民への公開

【趣旨】

議会としての原則を定め、活動します。

【解説】

議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に町民に開かれた議会を推進するため、次の4項目の活動を行うことを規定しています。

- ①議事機関として、町政の重要事項についての意思決定をします。
- ②町民の意思が的確に反映され、公正で民主的な行政運営がされているかを監視します。
- ③議員相互間の自由かっ達な討議を通じて意見を集約し、議会運営をします。
- ④議決責任を果たすため、議案等を議決したときは、その論点、争点を町民に対し説明します。

用語解説

議事機関

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関のことをいいます。憲法において、地方公共団体には、議事機関として議会を設置すると定められています。

議会基本条例では「意思決定」としての役割を担っているとしています。議会は執行作用を行わず、議決作用を行うという意味では「議事機関」であり、予算、 条例等について議会の意思決定により地方公共団体の方向を位置付ける意味での 意思決定する議事機関でもあります。

議案

議会の議決を得るために、議長に提出する案件のことをいいます。議案は、町長、 議員のどちらからでも提出できますが、議員は予算の議案を提出することはでき ません。また、条例の制定について議案を提出する場合、訓子府町議会の場合は一人以上の賛成を得なければ提出はできません。

議決

議会で議案などに対する議員の賛否(可否)の意思表明による議会の意思決定のことをいいます。議会の基本的・中心的権限です。議案の内容により、次の意思決定の種類があります。

・可決(否決): 予算、条例、契約、意見書、決議、その他

・決定:議員の資格決定など

・認定 (不認定):決算

・承認 (不承認): 専決処分

・同意 (不同意): 人事案件

・その他:許可、採択、不採択

(議員の活動原則)

- 第4条 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじる。
- 2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己 の能力を高める不断の研さんに努め、町民の信頼に応える。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上と豊かで持続可能なまちづくりの視点から判断し、行動する。

【趣旨】

議員としての原則を定め、活動します。

【解説】

議員の活動原則を、次の3項目規定しています。

- ①議会は、言論の府として多数の議員による合議を重視する組織であり、役割を果たすため十分に議員間で討議します。
- ②町政の課題について、町民等の意見を把握し、資質向上に努め、町民に選ばれた議員としてふさわしい活動をします。
- ③個別事案の対応だけでなく、まちづくりを総合的に捉えた活動をします。

第4章 町民と議会の関係

(町民参画及び町民との連携)

- 第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」 という。)並びに全員協議会を原則公開とする。
- 3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保するものとする。
- 5 議会は、町民、町民団体、民間非営利団体(NPO)等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、議案に対する各議員の賛否及び論点、争点を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報提供するものとする。
- 7 議会は、議会報告・意見交換会を開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し議会運営の改善を図るものとする。

【趣旨】

政策の計画や決定、実施には町民の参加が必要です。町民と議会が連携して 活動する必要があります。

【解説】

町民の参加と連携の取り組みを、次の7項目規定しています。

- ①議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、町民に対する説明 責任を履行します。
- ②議会の会議は、原則公開として町民参加の機会を設けます。
- ③議会の調査や審査等において法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、 町民の意見・識見を十分に聴取して、討議に反映させます。
- ④請願及び陳情を、分権型社会にふさわしい町民からの政策提案と位置付け、 その内容を聴く機会を設けます。
- ⑤町民や町民団体などと意見交換を行い、政策能力を高め、町民と議会が協働して政策を提案していきます。
- ⑥議員の採決態度などを公表し、町民に議員の活動を評価できる情報を提供します。
- ⑦町民の参加と連携を高めるため、議会報告・意見交換会を開催し、議会活動 に反映させます。

用語解説

本会議

全議員で構成する議会の会議のことをいいます。本会議は、その運営を議長が 主宰し議場で開きます。定例会や臨時会のことで、本会議では議案などの審議や 議会としての最終意思の決定(議決)などを行います。

常任委員会

議会が町の事務に関する調査や議案などの審査を行うため、常に設置されている委員会のことをいいます。本町議会では、総務文教と産業建設の二つの常任委員会を設置しています。議員は必ずいずれかの常任委員会に属しています。

議会運営委員会

円滑な議会の運営を行うため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整を図る場として設置している委員会のことをいいます。

特別委員会

常に設置されている常任委員会に対し、必要のある場合や特定のことを審査するために設置される委員会のことをいいます。訓子府町議会では、予算審査特別委員会や決算審査特別委員会、議会活性化特別委員会があります。

全員協議会

通常の会議とは異なり、議長の判断で問題になっている事項などについて共通 理解を深めたり、意見の調整を行うために議員全員で協議する場のことです。

審査

委員会において、論議し、一応の結論を出す過程のことです。

参考人制度

委員会が議案や請願、陳情の審査や調査のために必要があると認めるときに、 意見を聴くために出席を求める利害関係者や学識経験者などの第三者の意見を聴 くことができる制度です。

公聴会制度

重要な議案や請願、陳情などについて審査を行う委員会が、審査の参考にする ために町民などから直接意見を聴くことができる制度です。

請願

議会に対し、町の仕事に関することや地域の身近な問題について文書で要望することをいいます。請願には必ずその請願内容の趣旨に賛同する紹介議員の署名が必要です。議員の紹介のないものを陳情といいます。

陳情

議会に対し、町の仕事に関することや地域の身近な問題について、文書で意見 や希望を述べることをいいます。形式は請願と同じですが、陳情の提出には紹介 議員は必要ありません。

分権型社会

国による中央集権型のまちづくりや行政運営から、自治体が住民や企業と連携・協力して、自らの選択と責任により、個性あるまちづくり・政策づくりを行うことです。

議案

議会の議決を得るために、議長に提出する案件のことをいいます。議案は、町長、 議員のどちらからでも提出できますが、議員は予算の議案を提出することはでき ません。また、条例の制定について議案を提出する場合、本町議会の場合は一人 以上の賛成を得なければ提出はできません。

採決

議長又は委員長が、議案などについて出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、 それを集計することをいいます。挙手や起立による採決や投票による採決、異議 がないかを諮る簡易採決などがあります。

議会報告・意見交換会

議会基本条例の規定に基づき、議会が主催して開催するものです。議案の審議 経過など議会の活動状況や町政の重要課題などについて議員が直接、町民の皆さ んに説明し、意見交換を行うものです。

(議会広報の充実)

- 第6条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を町民に対して周知する。
- 2 議会は、情報通信技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動に努めるものとする。

【趣旨】

議会広報等により、議会や議員の活動を周知する必要があります。

【解説】

- ①議会の広報活動は、町政に係る重要な情報(論点、争点)を町民に周知する ことを規定しています。
- ②情報技術の発達に合わせ、さまざまな広報手段の活用に努め、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動をすることを規定しています。

第5章 執行機関と議会の関係

(執行機関と議会の関係)

第7条 議会は、町長その他の町の執行機関(以下「町長等」という。)と相互の緊張 関係を保ちながら、政策をめぐる論点、争点を明確にする議論を深め、よりよい意 思決定を導くよう努める。

【趣旨】

議会と町長等は、緊張関係を保ち、論点・争点を明確にすることで、より良い意思決定を導きます。

【解説】

町長の独任制と議会の合議制の特性を生かして、緊張関係を保ちながら、議論を 深め、よりよいまちづくりを目指して取り組むことを規定しています。

(一般質問)

第8条 一般質問は、議員と町長等との町政上の論点、争点を明確にするため、一問 一答の方式で行う。

【趣旨】

一般質問は、一問一答方式を採用することを規定しています。

【解説】

議会と町長は、緊張関係を保ち、論点、争点を明確にするため、一般質問は、一問一答方式によって行います。なお、質問回数を制限しない一問一答方式を採用し、町民に分かりやすい質問になることを規定しています。

用語解説

一般質問

議員が議長の許可を得て、定例会の本会議で町長や教育委員会などの執行機関に対して、町の仕事の執行状況や将来の方針、計画、疑問点など幅広く質問することです。

一問一答方式

一つの質問に対し、答弁し、次いで質問、答弁という形式で同一質問者と答弁 者の間で問答を続けることです。

(反問権)

第9条 議長から本会議等への出席を要請された町長等は、議員の質疑及び質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【趣旨】

町長等に反問権の行使を認めることにより、質問等についての論点・争点の明確 化を図ります。

【解説】

町長等は、議長の許可により議員の質問に対して、論点、争点を明確にするため の反問権を行使することができます。反問権とは、質問者に対して、質問の趣旨な どを確認することができることです。

用語解説

反問権

反問権とは、質問者に対して問い返すことができる権利です。町長その他の執 行機関の長、副町長及び教育長等が、議長の許可により議員の質疑・質問に対し 論点・争点を明確にするため、反問できる権利を執行側に認めています。

質疑

いま議題となっている議案などの分からない点や詳しく知りたいことについて、提案者に聞くことです。

質問

議員が、町長をはじめ執行機関に対し、議題になっている議案とは関係なく町 の行政全般について、現在の状況や今後についての考えなどを聴くことです。

(政策等の形成過程資料の要求)

- 第 10 条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を 高めるため、次に掲げる政策形成過程の資料を町長等に求めるものとする。
 - (1) 政策等の背景・根拠
 - (2) 検討した他の政策案等の内容
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - (4) 総合計画における根拠又は位置付け
 - (5) 関係ある法令及び条例等
 - (6) 政策等の実施に関わる財源措置
 - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

【趣旨】

重要な政策の計画や決定には、その根拠となる資料が必要となります。資料の 充実により、議会として内容を十分把握し、よりよい意思決定を導くものです。

【解説】

町長に対して、議員が政策の適否を適正に判断できる資料の提供を7項目規定しています。政策等の検討段階から、これらの事項を含め検討されることが重要であり、議員がしっかりと理解し決定するためのものとなります。

(予算及び決算における政策説明資料の要求)

第11条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、議会の審議の水準を高める ため、町長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の早期の作成 及び提出を求めるものとする。

【趣旨】

町の財政運営を明確にする予算・決算審査の資料は重要です。分かりやすい政策 説明資料の作成を求め、議会としても内容を十分把握し、審査及び認定に期すもの です。

【解説】

議会は、論点、争点を明確にして審議を深められるよう分かりやすい説明資料等 の作成を求めることを規定しています。

用語解説

審議

本会議において、議案などの案件について説明を聞き、質疑・討論をし、表決をするといった一連の過程のことです。

審査

委員会において、論議し、一応の結論を出す過程のことをいいます。

認定 (不認定)

議決のうち、決算認定議案について可とすることが認定、否とすることが不認 定です。

第6章 自由討議

(自由討議による合意形成)

- 第12条 議会は、議員による討論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。
- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案並びに請願及 び陳情等に関して審議し結論を出す場合には、議員相互間の自由討議により議論を 尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなけれ ばならない。
- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例又は意見等の 提案を積極的に行うよう努める。

【趣旨】

議員としての考えや意見をしっかりと持ち、お互いの意見を尊重し、合意の形成 が必要となります。

【解説】

- ①議会は合議制の機関であり、討論の広場であることから、審議・議論を尽く した上で町民に説明責任を果たすことを規定しています。
- ②議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すにあたっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあった上で合意形成に努めるとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定しています。
- ③議員は、議員相互間の自由討議を拡大し、自らも積極的に議案の提出を行う 努力をすることを規定しています。

用語解説

議員相互間の自由討議

現在、議会の審議は、主に執行部に対し質疑を行うのが一般的ですが、本来、 議員相互間の討議・討論により審議を行い議会の意思を決定すべきであることか ら、議員相互間の自由な討議を行うことを議員個々が共通に認識することで、議 会審議の活発化を図るものです。

第7章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第 13 条 議会は、その機能を十分に発揮し町民の信頼を高めるため、議会改革及び議会活性化を不断に推進する。

【趣旨】

議会改革を後退させることなく不断に推進し、町民の信頼をより高めていきます。

【解説】

議会改革と議会活性化についての議会の決意を述べています。議会改革は、町民の議会への参加を基本に進められます。

(議会モニターの設置)

- 第 14 条 議会は、町民から広く意見を聴取し、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニター制度を設けることができるものとする。
- 2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

【趣旨】

町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会運営を推進するための議会モニターを設置します。

【解説】

町民参加の議会を進めるため、議会だよりその他議会に関する町民の皆さんの声をお寄せいただき、今後の議会活動に反映させていくモニター制度を規定しています。

用語解説

議会モニター

町民参加の議会を進めるため、議会に関する町民の皆さんの声をお寄せいただき、今後の議会活動に反映させていく制度です。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(町民懇談会議の設置)

第15条 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する町民懇談会議を設置するものとする。

【趣旨】

町民と議員が自由に情報や意見を交換する町民懇談会議を設置します。

【解説】

町政の諸課題に柔軟に対処するため町民と議員が自由に情報や意見を交換する場として「町民懇談会議」を設置することを規定しています。

用語解説

町民懇談会議

本町議会基本条例の規定に基づき、私たち議員と町内で活動している各種団体の皆さんなどが、町政に関すること、議会活動への意見・要望、町政や議会への提言などについて幅広く自由に意見交換を行う場です。

(調査機関の設置)

- 第16条 議会は、町政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見等の積極的活用を図るものとする。
- 2 議会は、前項に規定する専門的知見等の活用に当たって、必要があると認めると きは、議決により、専門的な知識及び経験を有する者等で構成する調査機関を設置 することができる。
- 3 第2項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【趣旨】

重要な課題に対応するための専門的知見の活用と調査機関の設置ができます。

【解説】

①議会は、直面する重要課題に対応するため、地方自治法の規定により、大学等の研究機関や専門的な知識や経験を持つ方の活用を図ることができることを規定しています。

②専門的知見を活用し、調査するときは、議決により調査機関を設置することができることを規定しています。

用語解説

専門的知見の活用

議案の審査や町の事務等に関し、学識経験者等に専門的事項に係る調査を求め、 それを議会が活用することです。

調査機関

町政の課題に関する調査を行い、議会審議に専門的知見を活用するために、学 識経験者等により構成する専門的な調査機関を設置し、より専門的な審査を行お うとするもので、必要に応じて設置をすることから議決により設置するものです。 ※地方自治法第100条の2 【専門的事項に係る調査】

『普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に 関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせ ることができる。』

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務に関わる機能を積極的に強化するよう努める。

【趣旨】

事務局の体制強化と行政機関と分離した専門機関としての位置付けの検討が必要となります。

【解説】

議会、議員の活動を支えるため、議会事務局の調査等の機能を強化することを規定しています。事務局職員の研修などの充実も必要となります。

用語解説

議会事務局

議会に関する事務や議長、議員の職務を補助する組織のことです。

(議員研修の充実強化)

- 第 18 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を目指し、議員研修の充実強化を図るため、別に定める訓子府町議会議員研修要綱に基づき計画的な議員研修を実施する。
- 2 議会は、広く英知を結集し、研修の充実強化を図るため、町内外の協力者を議会 アドバイザーとして、その協力を得ることができる。

【趣旨】

議員の資質向上を図る研修が必要となります。

【解説】

- ①議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図ることを規定しています。
- ②議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家からの情報を得て、研修会を開催することを規定しています。

用語解説

議会アドバイザー

議会改革を中心とした研修の講師を議会アドバイザーとして位置づけ、本町議会に招き研修の充実を図ります。アドバイザーからは、条例の運用・評価についてもアドバイスを受けることになっています。

第9章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

- 第19条 議員定数は、別に条例で定める。
- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、 将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意 見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 3 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案するものとする。

【趣旨】

適正な議員定数の確立を目指します。

【解説】

- ①議員の定数は、「訓子府町議会の議員の定数を定める条例」で定めています。
- ②定数を改正するに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、分権時代における議会の役割の増大、地域民主主義の確立、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、参考人制度や公聴会制度を活用して住民の代表である議員の活動の評価について聴取するなど、適正な議員定数を決めていくことを規定しています。
- ③議員定数の条例改正に当たっては、しっかりとした協議・検討により、議員 自らが責任をもって提案することを規定しています。

用語解説

議員定数

議会を構成する議員の人数。市町村の議会の議員の定数は、条例で定めることが地方自治法に規定され、本町議会では「訓子府町議会の議員の定数を定める条例」で定めています。本町議会では昭和46年から定数削減の議論が行われており、現在は、平成19年選挙時から適用している定数10となっています。

直接請求

町政に対し意義がある場合には有権者の一定の署名をもって、議会の解散や議員の解職を請求することができます。このほかに、条例の制定・改廃や町長などの解職、事務の監査などを請求することができます。

※地方自治法第74条 【条例の制定及び監査の請求】

『普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。』

(議員報酬)

- 第20条 議員報酬は、別に条例で定める。
- 2 議員報酬の改正に当たっては、前条第2項の規定を準用する。
- 3 議員報酬の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が 提案するものとする。

【趣旨】

適正な議員報酬の確立を目指します。

【解説】

- ①議員報酬は、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めることを規定しています。
- ②議員報酬を改正するに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、分権時代における議会の役割の増大、地域民主主義の確立、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、参考人制度や公聴会制度を活用して住民の代表である議員の活動の評価について聴取するなど、適正な議員報酬を決めていくことを規定しています。
- ③議員報酬の条例改正に当たっては、しっかりとした協議・検討により、執行機関との調整は必要であるものの、議員自らが責任をもって提案することを規定しています。

用語解説

議員報酬

議員報酬とは、地方公共団体の議会議員の議員活動への対価として支給されます。議員は非常勤の特別職であるため給料ではなく、報酬が支給されます。本町議会では「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で規定しています。

(議員の政治倫理)

- 第21条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することにより、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。
- 2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は訓子府町議会議員政治倫理条例(平成30年条例第9号)で定める。

【趣旨】

議員は、町民に対して公平で中立な立場が求められます。その行動について 配慮しなければなりません。

【解説】

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定しています。

第10章 最高規範性及び評価・見直し

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反 する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

【趣旨】

この条例が、議会における最高規範であることを示しています。

【解説】

議会基本条例は、本町議会の憲法と位置付けるものであり、これに違反する他の条例や規則などを制定できないということを規定しています。

(条例に対する責務)

第23条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民に対する責任を果たさなければならない。

【趣旨】

この条例に対する議会と議員のあるべき姿です。

【解説】

議員は、この条例及びこの条例に基づき制定された条例、規則等を遵守して議会を運営し、町民の代表としての責任を果たすことを規定しています。

(評価及び見直し手続き)

- 第24条 議会は、毎年度できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討及び評価し、その結果を公開するものとする。
- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【趣旨】

最高規範である議会基本条例の目的が達成されているか検討する必要があります。

【解説】

- ①毎年度、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討、評価し、 その結果を議会だよりなどで公開することを規定しています。
- ②検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講じることを規定しています。
- ③町民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定しています。

附 則

この条例は平成30年4月1日から施行する。



写真: 訓子府町役場前 町民憲章石碑